

社会福祉法人アパティア福祉会

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員がその能力を十分に発揮できる職場環境を整備するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 6 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・・・・取得率を10%以上にする

女性職員・・・・・・取得率を85%以上にする

<対策>

●令和 6 年 4 月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、施設長、園長、センター長、管理者等を対象として研修を実施し、対象職員を把握した場合は、制度の周知を行う。

●令和 8 年 4 月～ 育児休業の取得希望者を対象とした講習会を実施する。

目標 2：年次有給休暇の取得日数を1人あたり年間11日以上とする。

※ただし、取得可能日数が11日未満の職員については、対象としない。

<対策>

●令和 6 年 4 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

●令和 7 年 4 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に2回行う。

●令和 7 年 10 月～ 各施設において年次有給休暇の取得計画を策定する。

●令和 8 年 4 月～ グループウェアにより取得のキャンペーンを行う。